

令和元年 第11回洞爺湖町農業委員会会議録

招集年月日	令和元年10月28日					
招集の場所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開会・閉会 日時及び宣言	開会	令和元年10月28日 午後1時30分			議長 京谷 常美	
	閉会	令和元年10月28日 午後2時30分			議長 京谷 常美	
応招委員及び 出席並びに 欠席委員 出席 12名 欠席 2名 ○=出席 ×=欠席	仮議席番号	氏名	出席	仮議席番号	氏名	出席
	1	塩野谷幸一	○	10	小林 忍	○
	2	澤田 英雄	○	11	小山 隆顕	○
	3	塩田 満	○	12	星 博明	×
	4	青山 晴重	○	13	西岡 正雄	○
	5	村上 正弘	○	14	京谷 常美	○
	6	原田 尚一	×			
	7	田中 利一	○			
	8	大西 俊則	○			
	9	佐藤 正明	○			
会議録署名委員	1番	塩野谷幸一		2番	澤田 英雄	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片岸 昭弘		事務局員 八子 和行		事務局員 村上 友和	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R1.10.28)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開会	議長	ただいまより、令和元年第 11 回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。
	議長	本日の出席委員は 12 名でございます。 本日の欠席委員は、6 番の原田尚一委員、12 番の星博明委員の 2 名でございます。
日程 1 会議録署名委員	議長	したがって、総会は成立いたします。 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、1 番の塩野谷幸一委員及び 2 番の澤田英雄委員をお願いいたします。
日程 2 会期の決定	議長	次に、日程第 2 会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
日程 3 議案 1	議長	異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日といたします。
	議長	次に、日程第 3 議事に入ります。
議案 2	議長	議案第 1 号「合意解約通知の成立状況の確認について」並びに議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規程による許可申請書」の件の内 1 番の件を、議題といたします。
	議長	会議規則第 10 条の規定により ██████████ が除席の対象となります。暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の内容は、農地法第 18 条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解除が成立しており特段の通知等の必要はないと考えます。ご審議方よろしく願います。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 質疑ございませんか。
	議長	質疑が無いようですので、議案第 1 号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 1 号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件を、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規程による許可申請書」の件の内 1 番の件を、議題といたします。
	事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明) 以上の申請内容は、農地法第 3 条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願います。
	議長	説明が終わりましたが、本件は農地法第 3 条第 2 項第 7 号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者の地区委員であ

議 事 の 経 過 (R1.10.28)

日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 3	議長	ります塩野谷幸一委員にお伺いします。本件の調和要件は問題ありませんか。
	1 番委員	問題ありません。
	議長	議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。
		質疑はございませんか。
	議長	質疑が無いようですので議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規程による許可申請書」の件の内 1 番の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規程による許可申請書」の件の内 1 番の件を、可と決定いたします。
	議長	■■■■■が復席しますので、暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
		次に、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規程による許可申請書」の件の内 2 の件を、議題といたします。
	議長	事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の申請内容は、農地法第 3 条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願ひします。
	議長	説明が終わりましたが、本件は農地法第 3 条第 2 項第 7 号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者の地区委員であります塩野谷幸一委員にお伺いします。本件の調和要件は問題ありませんか。
	1 番委員	問題ありません。
	議長	議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。
	質疑はございませんか。	
	質疑が無いようですので議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規程による許可申請書」の件の内 2 番の件を、可と決定してよろしいでしょうか。	
議長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規程による許可申請書」の件の内 2 番の件を、可と決定いたします。	
議長	次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画 (利用権設定) の諮問について」並びに議案第 4 号「農用地利用集積計画 (利用権移転) の諮問について」の件の内 1 番から 5 番の件を、議題といたします。	
議長	会議規則第 10 条の規定により ■■■■■が除席の対	

議 事 の 経 過 (R1.10.28)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
閉会	事務局長	以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願ひします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。
	議長	質疑が無いようですので議案第 4 号「農用地利用集積計画（利用権移転）の諮問について」の件の内 6 番から 10 番の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 4 号「農用地利用集積計画（利用権移転）の諮問について」の件の内 6 番から 10 番の件を、可と決定いたします。
	議長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。令和元年 第 11 回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。